



水土里ネット めいわ



写真：第12回通常総代会
(明和町中央公民館)



食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

理事長あいさつ	2	明和土地改良区職員の紹介	3
第12回通常総代会	2	平成29年度賦課金について	4
平成29年度一般会計予算	3	平成29年度転用決済金について	4
明和土地改良区新役員の紹介	3	組合員の資格交替について	4

明和土地改良区

〒515-0302 三重県多気郡明和町大字大淀595番地
 TEL 0596-55-8001 FAX 0596-55-8007
 メールアドレス md-meiwa@ma.mctv.ne.jp
 ホームページ <http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meiwa/index.htm>

理事長あいさつ

理事長 南 野 光 輝

平素は、明和土地改良区の運営を始め、各般に渡り格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。

さて、申し上げるまでもありませんが、農業・農村は、食糧の生産だけでなくして国土の保全と豊かで美しい景観の形成など、多くの機能を有して人々にさまざまな恩恵を提供してくれています。

土地改良は地方を創り出し、農業の競争力の強化と持続可能な強い農業を実現していくためには、農地の整備であります水田の大区画化や、パイプライン化の必要が言われている今日の実情にあります。

又、一方では、このような状況にあって、既存の土地改良施設の老朽化も進んでいく中で、これらの施設を維持管理していくためには、施設の更新、修繕などが必要不可欠なものともなっております。

ご承知のように、農業を取り巻く環境は大変厳しい情勢が続いておりますが、農地と用水路などの土地改良施設を良好な状況で次の世代に継承していくことが大切と考えるものです。

このような状況の中で、当改良区としては斎宮地区経営体育成基盤整備事業によって斎宮地内の用水のパイプライン化を進めてきております。現在、東野地内までの工事の進捗をみているところでありまして、引き続き上野地内、平尾地内の工事の推進へと進めて参ります。

又、下御糸地区におきましては、圃場整備事業により造成された揚水施設並びに用排水路施設などにつままして、年の経過とともに、各施設の老朽化が著しく進んでこれらの施設の保全として、長寿命化に向けて施設の更新、修繕と補修をおこなって機能の保全に努めていくこととしております。

このことについて今日の農業情勢を十分把握、検討する中で各種事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご支援と御協力の程を宜しくお願い致します。

平成29年 4月

第12回 通常総代会

平成29年3月12日、明和町中央公民館において第12回通常総代会を開催しました。

総代総数42名中34名の出席により総代会が成立し、議長に樋口文隆総代（斎宮）、議事録署名人に高橋幸弘総代（上御糸）、須賀政則総代（下御糸）を選任後、議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案通り可決されました。

◆総代会 議事

- 第1号議案 平成27年度 事業報告の承認について
- 第2号議案 平成27年度 収支決算の承認について
- 第3号議案 平成27年度 財産目録の承認について
- 第4号議案 平成28年度 収支補正予算の議決について
- 第5号議案 平成29年度 事業計画の議決について
- 第6号議案 平成29年度 収支予算の議決について
- 第7号議案 平成29年度 賦課金及び徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成29年度 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第9号議案 平成29年度 金銭預入先金融機関の議決について
- 第10号議案 平成29年度 農地転用に伴う決済金の額の議決について
- 第11号議案 平成29年度 加入金の額の議決について
- 第12号議案 平成29年度 役員報酬、費用弁償及び総代費用弁償の議決について
- 第13号議案 明和土地改良区役員を選任の議決について
- 第14号議案 明和土地改良区維持管理計画の一部変更の議決について

平成29年度 賦課金について

平成29年度の賦課金は、第12回通常総代会において決定されました。

経常賦課金 田 1,500円/10a 畑 600円/10a 〈一般地区〉

特別賦課金 1. 水利費 田 2,000円/10a 〈北藤原地区〉
2. 事業賦課金 田 12,200円/10a 齋宮地区パイプライン事業
〈上野地区、平尾地区〉

- **徴収時期** 前期/平成29年6月25日納期 後期/平成29年12月25日納期
(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期で徴収いたします。)
- **取扱金融機関** 多気郡農業協同組合・百五銀行・第三銀行・三重信用金庫
◇多気郡農業協同組合以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。
◇振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落としさせていただきます。
- **賦課基準** 当改良区の土地原簿に平成29年4月1日記載されている農地

平成29年度 転用決済金について

農地を宅地へ転用、または公共事業用地（道路・河川・公園・建物等）として転用するときに転用決済金及び提出書類が必要です。

転用決済金 90円/㎡

◇提出書類……農地転用等通知書・その他書類

組合員の資格交替について

農地の所有者移動・組合員の資格交替等があったときは、まず連絡して下さい。

- ◇提出書類……**農地得喪通知書**（売買、相続、経営移譲、住所変更）
 - 改良区への届出のない場合は、資格は変更されません。
 - 賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

お問い合わせは 明和土地改良区事務局 TEL 0596-55-8001 へ